

星薬科大学大学院 学位論文評価基準

星薬科大学大学院薬学研究科は、同大学院学則、同学位規程、同学位規程施行細則及び大学院のディプロマ・ポリシーに基づき、学位論文を以下の基準により総合的に評価する。

博士学位論文評価基準

博士の学位審査にあたっては、公開による口述発表会を開催し、複数の審査委員（主査 1 名、副査 2 名以上）による論文審査を行い、それらの結果を受けて薬学研究科委員会において最終審査を行う。

なお、博士論文は、専門分野における新規性、独自性、研究過程の特殊性や有効性を重視するが、論文審査にあたっては、以下の点を考慮し評価を行う。

1. 学問や研究に貢献できる課題を含み、新規性が明示されていること。
2. 文献調査や事実調査が適切であり、研究の位置付けを明示していること。
3. 研究の方法や進め方について吟味がなされ、明確かつ具体的に記述されていること。
4. 適切な倫理的配慮がなされており、学内の倫理規程等を遵守していること。
5. 取り組んだ研究に将来への発展の可能性が見られること。
6. 得られた結果等について、解析・考察がなされ、論理的であること。
7. 引用等が適切になされ、著作物である論文として体裁が整っていること。